J A M 政策NEWS Special Issue

2005年9月3日 第S-04号

【発 行】J A M

【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

ここが問題!政府の増税案

政府税調小委員会が発表した増税案は、多くの問題点があります。特に①給与所得控除の縮小②退職所得控除の縮小、③特定扶養控除の廃止、④配偶者控除の廃止は私たちの暮らしに大きな影響を与えます。赤字財政を拡大した政府

の責任はそっちのけ。負担だけを国民に、特に 労働者にしわ寄せする今回の増税案。国民に痛 みを押し付ける前に不公平税制の是正など、政 府にはやるべきことがたくさんあるはずです。

もっと知ろうよ所得税 その3

所得税は、収入から各控除額を控除したものに税率をかけて算出します。控除額が大きければ所 得税額は低くなります。政府はこの**控除の廃止や縮小を行おうとしています**。

<控除の内容・所得税の場合>

項目	現行	政府案	
給与所得控除	収入に応じて 65 万円~245 万円	縮	小
基礎控除	一律 38 万円		
社会保険料控除	支払い保険料の全額		
生命保険料控除	生命保険(最高5万円) 個人年金(最高5万円)		
損害保険料控除	最高 15,000円		
配偶者控除	一律 38 万円	廃	止
扶養控除	1人38万円		
特定扶養控除 扶養親族の年齢が 16歳以上23歳未満	1人63万円	廃	止
定率減税	年間の所得税額×20%(25万円上限)	廃	止

さらに退職所得控除の縮小も!

退職金を一時金として受け取る場合も、所得税を徴収されます。しかし退職金は優遇措置があるため賃金や一時金に比べて所得税額は低くなっています。

(退職金の額-退職所得控除) × 1/2=課税退職所得金額

縮小

「これから団塊の世代が退職金をもらうから、ここからたくさん税金をとってやろう」

9月11日(日) は必ず投票に行きましょう!!